

省エネルギー機器設置費補助制度のご案内

1. 補助制度について

太田市では、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減に配慮した省エネルギー機器の普及を積極的に図り、地球環境の保全及び自然と人間が共生できるまちづくりを推進するために、市内において住宅に省エネルギー機器を設置（入替）される方に対して、予算の範囲内で設置費用の一部を補助します。

2. 補助対象機器及び補助金額

一律20,000円/台を太田市金券で交付します。

- ① 住宅用CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（愛称：エコキュート）
「年間給湯保温効率（JIS）または年間給湯効率（JIS）が3.0以上の機種」
- ② 住宅用ガス発電給湯器（愛称：エコウィル）
- ③ 住宅用潜熱回収型給湯器（愛称：エコジョーズ・エコフィール・エコワン）
- ④ 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（愛称：エネファーム）

3. 補助対象者

自らが居住し所有している市内の住宅※1へ補助対象省エネルギー機器を設置する方で、申請時点で省エネルギー機器の購入・設置契約および工事を着工しておらず、補助金交付決定後から令和4年2月28日（月）までに契約および工事※2を完了し、完了報告書（様式第6号）を提出することができる方が対象となります。

※1 住宅については、店舗等との併用住宅を含みます。新築物件への設置は補助の対象とはなりません。

※2 機器の購入・設置工事は、市内事業者のみ対象となります。

※3 工事については、申請年月日から概ね三カ月以内に完了報告書の提出ができるよう着手してください。

4. 申込方法（手続きの流れは最終ページにあります。）

令和3年4月12日（月）～令和4年1月31日（月）の午前8時30分から午後5時15分までに、補助金申請書類を環境政策課（市役所5階）へご持参ください。土日祝日は除きます。

なお、申し込みは先着順となります。（予算がなくなり次第終了します。）

・補助金交付決定日：補助金交付申請書を提出した週の翌週の金曜日を予定。

*お急ぎの方は、事前に環境政策課（0276-47-1953）へご相談ください。

- ・申請書は、環境政策課（市役所5階）に用意してあります。また、太田市ホームページからもダウンロードすることができます。

《申請書類一覧》

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 機器の設置に係る見積書の写し
- ③ 機器の性能がわかる資料（カタログ又はパンフレット）
- ④ 申請者の太田市税等完納照合票（様式第2号）
- ⑤ 設置工事着手前の写真
- ⑥ 機器を設置する住宅の固定資産税・都市計画税納税通知書及び固定資産税・都市計画税課税明細書の写し
- ⑦ 申請書類提出代行届出書（様式第3号）《業者等が本人に代わり申請する場合》
- ⑧ 委任状《本人以外が申請する場合及び本人以外が固定資産税・都市計画税納税通知書及び固定資産税・都市計画税課税明細書の再発行をする場合》

※補助金申請書は、必ず窓口までお持ちください。郵送による受付はできません。

※機器の購入・設置契約および工事の着手は、補助金交付決定日以降に行ってください。

※契約後・設置後の補助金申請は受付できませんのでご注意ください。

5. 完了報告書及び請求書の提出

設置完了後15日以内又は令和4年2月28日（月）のいずれか早い方の日までに完了報告書（様式第6号）及び請求書（様式第7号）を提出して下さい。

《添付書類》

- ① 機器の設置に係る領収書（原本）及び請求書
- ② 機器の設置工事後の写真
- ③ 省エネルギー機器設置費補助金請求書（様式第7号）

※現金払い（振込可）のみ対象となります。

割賦販売・リース等での購入は補助金の対象になりません。

6. 金券の受け取り

完了報告書の提出後に市から送付される「省エネルギー機器設置費補助金確定通知書」に記載された日時に、下記の書類をご準備のうえ環境政策課までお越しください。

《準備するもの》

- ・申請者本人が受け取りに来る場合
- ① 省エネルギー機器設置費補助金確定通知書（様式第8号）
 - ② 印鑑（シャチハタ印は不可）
 - ③ 申請者の本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）

・代理人（申請者本人以外）が受け取りに来る場合

- ① 省エネルギー機器設置費補助金確定通知書（様式第8号）
- ② 印鑑（シャチハタ印は不可）
- ③ 委任状（必要事項が記載されているもの）
- ④ 代理人の本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）

8. お問い合わせ・申請書提出先

●省エネルギー機器設置費補助金についての情報・様式のダウンロード

太田市ホームページ：<http://www.city.ota.gunma.jp>

【目的から探す】「暮らし・環境」→「環境」→「省エネルギー機器設置費補助金」

【組織から探す】「市の組織から探す」→「産業環境部」→「環境政策課」

→「省エネルギー機器設置費補助金」

●問い合わせ先

太田市役所 産業環境部 環境政策課 環境企画係

電話 0276-47-1953（内線2621・2622）

FAX 0276-47-1881

E-mail：025600@mx.city.ota.gunma.jp



補助金手続きの流れ

